

③ 実質公債費比率

「借金返済(公債費)の負担割合」

実質的な公債費(借金の返済)が財政に及ぼす負担を表す指標です。過去3年間の平均値が使われ、この数値が25%以上になるとイエローカードにあたる「早期健全化団体」に、35%以上になるとレッドカードにあたる「財政再生団体」となります。

実質公債費比率は19.2%となり、「早期健全化基準」「財政再生基準」を下回っており、財政の健全性を示していますが、他市と比べ高い数値となっています。今後は借金返済(公債費)の減少などにより数値は低くなる見込みです。



$$\text{③ 実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(満期一括償還地方債の1年当りの元金償還金相当額、特別会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、組合などへの負担金、補助金のうち組合などが起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの及び一時借入金の(利子)の標準財政規模に対する比率です。

④ 将来負担比率

「将来負担する実質的な負債を示す指標」

今後どのくらい負担が見込まれるかを表した指標です。借金返済(公債費)などが含まれますが、国からの交付金などが引かれるため、実質的に市が負担する割合です

将来負担比率124.3%はとなり「早期健全化基準」を下回っていますので、財政の健全性を示しています。(表2参照)



$$\text{④ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計における地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、組合などの地方債の元金償還に充てる当該団体の負担見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額、地方公共団体が設立した法人の債務を負担している場合の当該債務の負担見込額、連結実質赤字額及び組合などの連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額の合計額から、地方債の償還等に充当可能な基金の額、特定財源見込額、地方債現在高などに係る基準財政需要額算入見込額を控除した額)の標準財政規模に対する比率です。

⑤ 資金不足比率

「資金不足の事業規模に対する比率」

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。(表3参照)

$$\text{⑤ 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額
(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

表2 ●健全化判断比率の状況

	都留市の数値	早期健全化基準※2	財政再生基準※3
① 実質赤字比率	-	13.88	20.00
② 連結実質赤字比率	-	18.88	40.00
③ 実質公債費比率	19.20%	25.00	35.00
④ 将来費負担比率	124.30%	350.00	-

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字になっているため「-」の表示となります。

表3 ●資金不足比率の状況

会計名	都留市の数値	経営健全化基準※4
水道事業会計	-	20.00%
病院事業会計	-	20.00%
簡易水道事業特別会計	-	20.00%
下水道事業特別会計	-	20.00%

※資金不足比率については資金不足とならないため「-」の表示となります。

※1 標準財政規模

地方公共団体間の財政規模を比較するには、国の補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当となります。この指標を標準財政規模といい、一般財源ベースでの各地方自治体の標準的な財政規模を示すものです。概ね市税、地方譲与税、普通交付税の合算額です。

※2 早期健全化基準

4つの比率のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力で財政健全化に取り組むこととなります。

※3 財政再生基準

3つの比率のうち1つでも財政再生基準を超えた場合、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な再生に取り組むこととなります。

※4 経営健全化基準

普通会計で用いられている「早期健全化基準」に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率がこの基準を超えた場合、経営健全化計画の策定が義務づけられます。